

弁護士から見た法と学校とのかかわり

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 委員

神奈川県弁護士会 法教育委員会 委員

弁護士 須 藤 公 太

1. 法とは何か

憲法13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

人は本来自由な存在であり、自身の幸福を追求するもの。

幸福追求行為の衝突が起きてしまうことを調整する必要がある。

力や暴力によらず、理性的に、お互いを尊重し合い、お互いの利益をできるだけうまく調整するものが「法」である。

2. 法が法であるための要素

- ①明確性 ②自由を過度に規制していないこと ③平等
- ④手続の公正 (⑤ペナルティ)

3. 学校で

- ・校則
- ・掃除当番決め
- ・グラウンド割り
- ・何をして遊ぶか